

令和4年御代田町農業委員会10月定例会議事録

- 日 時 令和4年10月31日(月) 開会 午後3時00分
閉会 午後5時00分
- 場 所 御代田町役場 委員会室

出席農業委員14名

会長	1番	大井 壽 尚	委員	8番	山本 裕 之
職務代理	2番	内堀 文 夫	委員	9番	徳吉 正 博
委員	3番	萩原 正 康	委員	10番	飯塚 仁 子
委員	4番	浅沼 伸 吉	委員	11番	市川 孝
委員	5番	内堀 孝 昌	委員	12番	塚田 正 博
委員	6番	清水 陽 子	委員	13番	萩原 富士子
委員	7番	萩原 隆	委員	14番	古越 久 男

出席農地利用最適化推進委員5名

茂木 直人	柳澤 弘久
古越 優	金澤 賢司
高山 修浩	

事務局 局長 金井 英明
係長 古越 易臣
係員 齋藤 翔

■ 議 事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請 (3件)
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請 (3件)
- (3) 農地法第5条の規定による転用許可申請 (8件)
- (4) 農地利用集積計画の決定について
- (5) 非農地通知発出について (1件)
- (6) その他

内堀会長代理

これより令和4年御代田町農業委員会10月定例会を開会いたします。

大井議長

農業委員会そば圃場での収穫作業ありがとうございました。後日、とうみがけがありますのでご協力お願いします。

今月から農業委員長として出席する会議が多数あり、皆さまに後日会議の内容について情報提供したいと思います。

24日には、農振農用地の見直しに係る協議会に出席しました。概ね内容がまとまりました。委員の皆さまご協力ありがとうございました。

議事録署名人は9番徳吉正博委員、10番飯塚仁子委員を指名します。それでは、議事に入ります。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-10の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-10を説明いたします。申請農地は大字馬瀬口■■■■■、地目は畑、面積は544㎡です。譲受人、■■■■■氏、譲渡人、■■■■■氏です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は増反によるものです。

高山推進委員

本申請地は譲受人自宅の目の前にある農地です。譲受人は祖父の指導等を受けながらブロッコリーの生産に取り組んでいるところです。優良な農業従事者でありますし、今後の活躍に期待しております。許可で問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-3-11の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画4-3-11を説明いたします。申請農地は大字塩野■■■■■、地目は畑、面積は673㎡です。譲受人、■■■■■氏、譲渡人、■■■■■氏です。譲渡人は労力不足、譲受人は

空き家付き農地取得です。

5番
内堀孝昌委員

空き家バンクに登録された住宅に隣接した農地の3条申請です。譲渡人は高齢で、住宅と農地合わせて500坪を一人では管理できないということで空き家バンクに登録したようです。住宅に隣接した農地であり、住宅購入者の所有にしなければ、進入路もなく袋地となってしまいます。そのため、許可で問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-3-12の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画4-3-12を説明いたします。申請農地は大字御代田■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は874㎡です。譲受人、■■■■■■■■■■氏、譲渡人、■■■■■■■■■■氏です。譲渡人は労力不足、譲受人は増反によるものです。

10番飯塚委員

現在、譲受人は譲渡人から本申請地を借りて自家用野菜を栽培しています。譲渡人は高齢であり、子も農業をする予定がないことから手放すこととなったようです。本申請地には進入路がありませんが、譲受人は隣接の農地を借りておりますので、問題はありません。造園業に従事しているかたですので、低木を栽培するとのことですので、特に問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-35の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、計画 4-5-35 を説明します。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED]、地目は畑、面積は 228 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。資材置場とする計画です。

3 番萩原委員

大工のかたであったので、作業場や廃棄物等様々のもので溢れており片付けるのは困難だと思います。先日、譲受人のかたに連絡をとり申請する理由等詳しく聞くことができました。南に隣接した農地についても資材等が多くあり、農業ができる状態ではないことをお伝えしたところ片付けていただけたことでした。この場所を資材置場にすること自体は特に問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画 4-6-8 及び 4-5-36 の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画 4-6-8 及び 4-5-36 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 326 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。駐車場とする計画です。

4 番浅沼委員

周囲は宅地であり農地には向いていない場所です。計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。
次に、計画 4-6-9 及び 4-5-37 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-6-9 及び 4-5-37 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 428 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

4 番浅沼委員

現地では、家庭菜園でネギと大根が栽培されておりました。東側の雑種地と少し段差がありますが、そこまで急ではありません。周囲の畑は耕作放棄地でありますし、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-6-10 及び 4-5-38 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-6-10 及び 4-5-38 を説明いたします。申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は畑、面積は 436 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

金澤推進委員

申請地は周囲に山林があるため、日光も入らず農地には向いておりません。周囲は道が未舗装であり入りにくい印象を受けました。譲渡人は、コロナウイルスの影響等で金銭的な問題があるようですし、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-39 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-39 を説明します。申請農地は大字草越 [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,023 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。宅地分譲をする計画です。

9 番徳吉委員

周囲はすべて住宅です。南側に段差がありますが、コンクリートで埋めれば問題ないと思います。計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-40, 41, 42 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-40, 41, 42 を説明します。申請農地 4-5-40 は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,967 m²です。宅地分譲をする計画です。4-5-41 は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,069 m²です。資材置場とする計画です。4-5-42 は大字御代田 [REDACTED] と [REDACTED]、地目は畑、面積は計 2,820 m²です。宅地分譲をする計画です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。

4 番浅沼委員

本申請地は、以前ワインのブドウ栽培地のための候補地になったことありますが、貸し付けをせず管理されてきた場所です。今は、譲渡人の母や奥様が自走の草刈り機で草刈りをしています。4-5-40 は芝生がはってあり、中に梅の木が植えられています。周辺はすべて住宅であるので、特に問題はないと思います。4-5-41 も芝生がはってあります。北側には別荘があるので、砂埃がたつ等トラブルになる可能性があり、所有者のかたに計画をお伝えした方がよいと思います。計画は、特に問題ないと思います。4-5-42 は、梅の木が 18 本植えられています。

周辺は住宅が多く特に問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 32 号農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 32 号農地利用集積計画の決定について説明いたします。利用権の設定を受ける者が 3 名です。畑が 3 筆、8,355 m²です。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第 33 号非農地通知発出受付 77 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 33 号非農地通知発出受付 77 番について説明します。申請農地は大字草越 [REDACTED]、地目は畑、面積は 9.3 m²、申請者 [REDACTED] 氏です。申請地は現況が通路であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないとのことから本申請が提出されました。

13 番
荻原富士子委員

所有者の隣にお住まいのかたがご自身の畑に行くための通路として長年利用している場所です。幅は 1 m 程度であり、非農地と判断して問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙

手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

事務局齋藤

事務局から、事務連絡

農業委員大会等のスケジュール確認

非農地判断の基準について確認

内堀会長代理

以上で御代田町農業委員会 10 月定例会を終了します。お疲れ様でした。

この議事録(令和4年10月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長

大井 尚

議事録署名委員

飯塚 仁子

議事録署名委員

徳吉 正博